

仕 様 書

1 業務名称

地域安全対策事業用 東成区内公共施設設置防犯カメラ保守点検管理業務

2 履行期限

令和7年7月31日（木）

3 履行場所

別紙のとおり

4 機種・数量

- ・SD-6462IR（株式会社ダイワインダストリ製）5校5箇所
- ・SHV-202（サンケーシステム株式会社製）6校6箇所

5 業務内容

（1）メンテナンス作業

- ・ カメラ本体の映像・録画状態・日時設定の確認調整、カメラ本体・ハウジングの清掃及び破損有無の確認を行うこと。
- ・ 画像が最低1週間分以上継続録画されているか確認すること。
- ・ セットされたSDカードに正常に録画されているか確認後、SDカードはいったん抜き取り保管し、予備のSDカードに入れ替えること。予備のSDカードについては発注者が用意する。
- ・ 警察等から保管中のSDカードの提出を求められた場合、速やかに当区へ提出すること。
- ・ カメラ本体・アダプター・ハウジング等に異常があった場合、軽微なものについては対応すること。対応しかねる異常を発見した場合は、速やかに当区に報告し指示を受けることとし、また、その際にはメーカー等より見積書を徴取し、考えられる原因の報告とともに必要経費、調達方法や条件等を当区へ提示すること。
- ・ メンテナンス作業の日程調整は、事前に各学校と行うこと。また、日程について、事前に当区へ連絡すること。
- ・ メンテナンス中に異常表示ランプ等が点灯した場合は、迅速に対応すること。

（2）報告書の提出

メンテナンス終了後、速やかに結果報告書を当区へ提出すること。報告書には、メンテナンス作業前・作業中・作業後の様子が分かる写真と、防犯カメラが正常に動いていることがわかる写真を添付すること。

6 その他

- （1）作業実施に必要なモニター、道具及び消耗品は、運搬も含め全て受注者の負担とする。また本業務に関し、いかなる場合においても当区に対し、別途費用を請求することはできない。

- (2) 点検のために確認した画像を保存しないこと。また、本業務において知り得た情報は外部に漏らし
てはならない。
- (3) 仕様書に記載がないこと及び疑義が生じた場合は、当区と協議すること。
- (4) 本業務において官公庁等への申請に関する書類（道路使用許可申請書等）の作成及び申請が必要と
なる場合は、受注者が行うこと。
- (5) 万が一、事故があった場合には、当区に明確な過失がある場合を除き、受注者がその負担を負うこ
と。

7 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注
者はこれを再委託することはできない。

①委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託
にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者
の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再
委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入
札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に
規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた
場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得な
いと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したと
きは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面
により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して
適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、
又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはな
らない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴
力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の
2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

8 担当

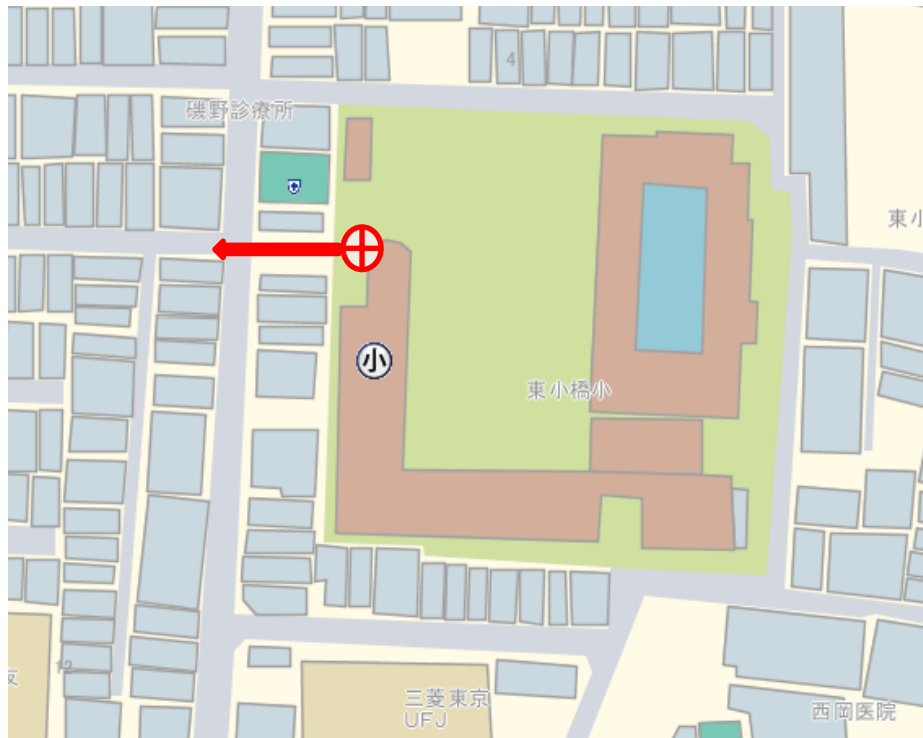
〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号

大阪市東成区役所市民協働課 担当：丸岡・春田 電話 06-6977-9734 FAX 06-6972-2738

別紙

	施設名	所在地	電話番号	使用数量	使用場所
1	東小橋小学校	東成区東小橋 3-10-37	06-6971-3000	防犯カメラ 1 台	正門玄関前付近
2	大成小学校	東成区大今里西 3-2-62	06-6972-3878	防犯カメラ 1 台 支柱 1 本	正門玄関前付近
3	中道小学校	東成区玉津 1-7-39	06-6972-4371	防犯カメラ 1 台	正門玄関前付近
4	北中道小学校	東成区中道 2-9-20	06-6971-0440	防犯カメラ 1 台 支柱 1 本	西側校門付近
5	中本小学校	東成区中本 4-2-32	06-6981-0702	防犯カメラ 1 台 支柱 1 本	正門玄関前付近
6	東中本小学校	東成区東中本 2-9-3	06-6971-0048	防犯カメラ 1 台 支柱 1 本	北西角フェンス 付近
7	今里小学校	東成区大今里 1-35-29	06-6981-8800	防犯カメラ 1 台	西側校門付近
8	片江小学校	東成区大今里南 2-13-2	06-6971-8989	防犯カメラ 1 台 支柱 1 本	北東角フェンス 付近
9	神路小学校	東成区大今里 4-6-19	06-6981-2112	防犯カメラ 1 台 支柱 1 本	西側フェンス中 央付近
10	深江小学校	東成区深江南 1-4-6	06-6971-0009	防犯カメラ 1 台 支柱 1 本	正門玄関前付近
11	宝栄小学校	東成区神路 1-15-48	06-6971-6300	防犯カメラ 1 台	北側校門付近

【設置場所】 1. 東小橋小学校 東成区東小橋 3-10-37



【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 2. 大成小学校 東成区大今里西 3-2-62



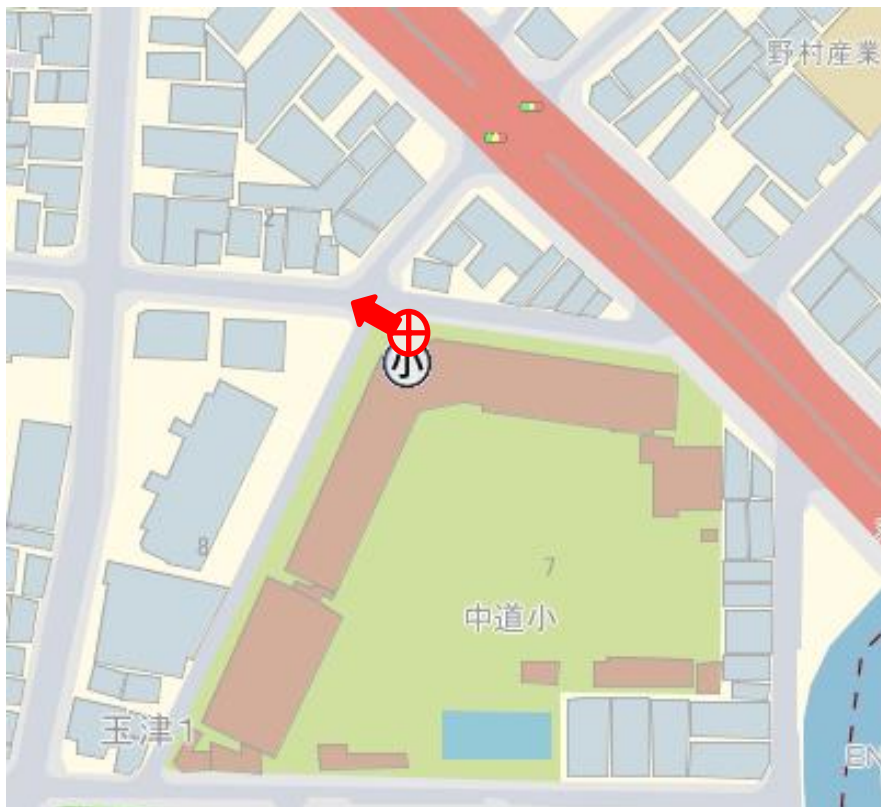
【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 3. 中道小学校 東成区玉津 1-7-39



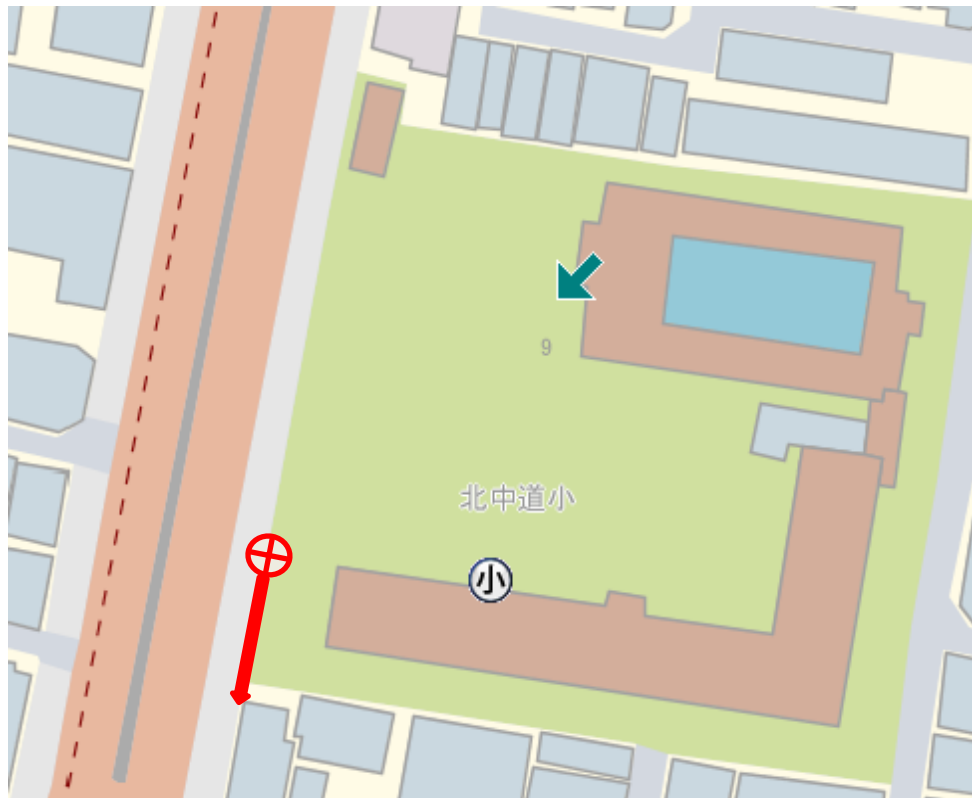
【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 4. 北中道小学校 東成区中道 2-9-20



【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 5. 中本小学校 東成区中本 4-2-32



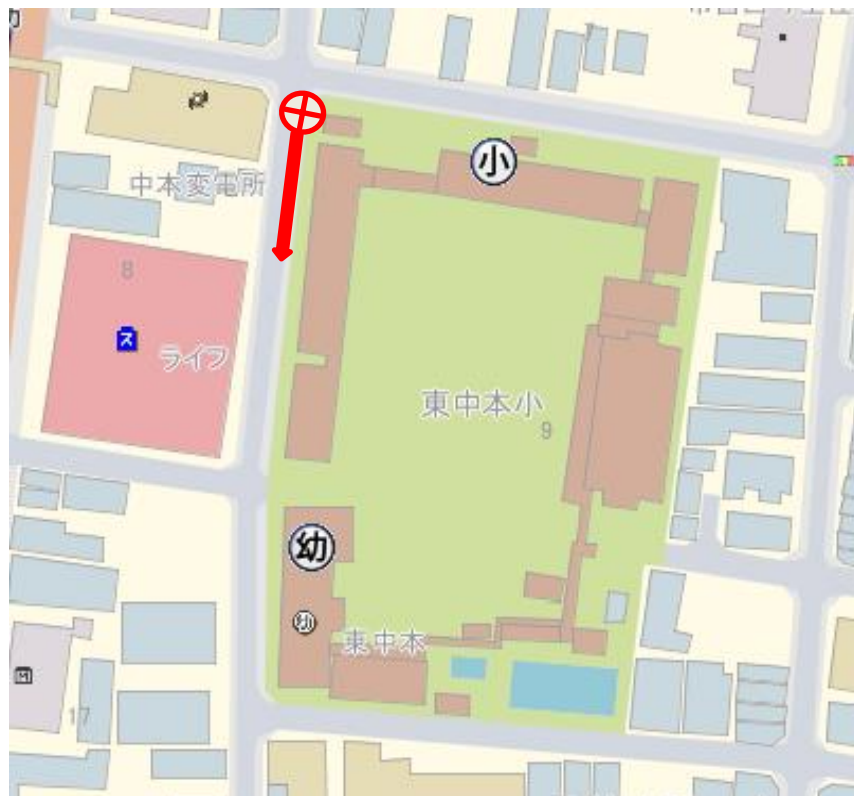
【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 6. 東中本小学校 東成区東中本 2-9-3



【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 7. 今里小学校 東成区大今里 1-35-29



【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 8. 片江小学校 東成区大今里南 2-13-2



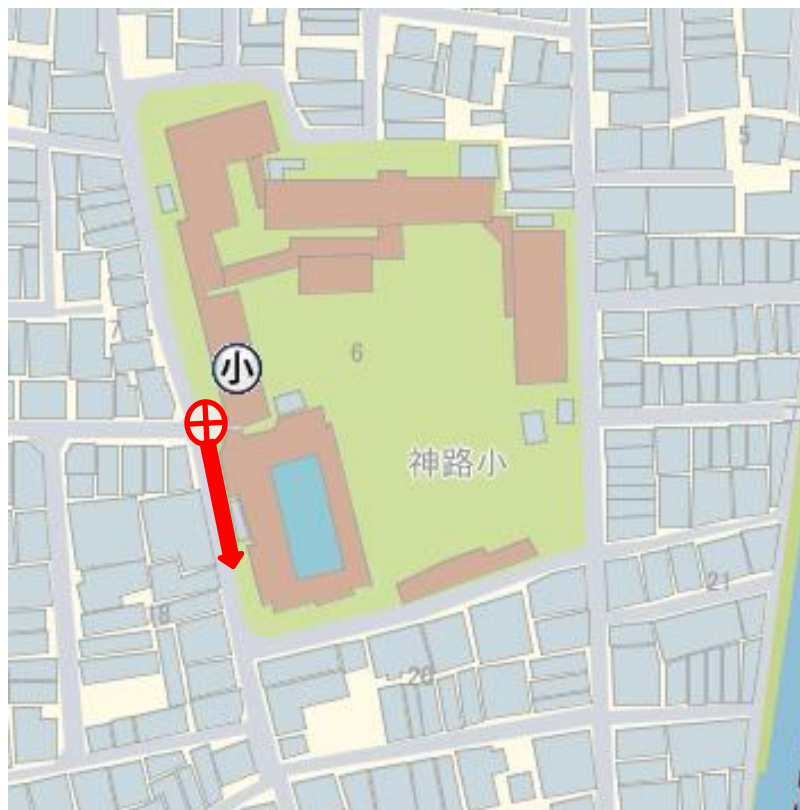
【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 9. 神路小学校 東成区大今里 4-6-19



【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 1 0 . 深江小学校 東成区深江南 1-4-6



【設置箇所】



【撮影方向】



【設置場所】 1 1. 宝栄小学校 東成区神路 1-15-48



【設置箇所】



【撮影方向】

